

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を公布する。

平成21年2月19日

京都市人事委員会委員長 彦惣 弘

京都市人事委員会規則第9号

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

京都市管理職員等の範囲を定める規則の一部を次のように改正する。

別表教育委員会事務局の項中「館長」及び「企画推進室副室長」を削り、同表総合教育センターの項の次に次の1項を加える。

京都まなびの街生き方探究館	館長	室長	副室長	首席指導主事	担当課長
---------------	----	----	-----	--------	------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(人事委員会事務局調査課)